

役員等報酬規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第4項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人美波町社会福祉協議会定款第10条第1項及び第24条第1項に定めるとおり支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が出張する場合は、別表に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(旅行の方法)

第4条 旅費等は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う

附則 この規程は、平成29年 6月27日（評議員会の議決日）から施行する。

(別 表)

単位：円

旅費区分	鉄道賃・船賃・車賃・航空賃・旅費以外	日当	宿泊料	私用車
県内	実費	2,000	8,000	20円／キロ
県外	実費		14,000	